

〇令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(予防) 訪問入浴介護	3 運営	掲示等	・基準条例第55条（第32条第1項準用） ・予防基準条例第54条の4	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	恵那県事務所
2	(予防) 訪問看護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・基準条例第73条（第9条準用） ・予防基準条例第72条（第50条の2準用）	利用者に交付する重要事項説明書に従業員の勤務体制が記載されていなかったため、記載すること（職名のみで、員数等が記載されていない）。	恵那県事務所
3	(予防) 訪問入浴介護 通所介護	3 運営	勤務体制の確保	・基準条例第53条の2第4項 ・予防基準条例第54条の2 ・基準条例第98条第4項	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。	恵那県事務所
4	訪問介護 (予防) 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション (予防) 福祉用具貸与、 特定(予防) 福祉用具販売 (予防) 短期入所療養介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・基準要綱第3の1(3)イ ・基準要綱第3の3(3)ロ（第3の1(3)イ準用） ・基準要綱第3の6(3)ス（第3の1(3)イ準用） ・基準要綱第3の7(3)ク（第3の1(3)イ準用） ・基準要綱第3の11(3)コ、第3の12(3)キ（第3の1(3)イ準用） ・基準要綱第3の9(2)ス（第3の8(3)ア準用）	利用者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」が記載されていなかったため、記載すること。	恵那県事務所
5	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書の「勤務体制」の記載について、職員の員数が実態と異なっていたため、正確な員数を記載すること。	恵那県事務所
6	訪問介護	3 運営	苦情への対応	基準要綱第3の1(3)ヌ、ヒ(7)	相談窓口、苦情処理の体制及び苦情に対する措置の概要を記載した、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書を事業所内に掲示するか、自由に閲覧可能な形で備え付けておくこと。	恵那県事務所
7	(予防) 訪問リハビリテーション	3 運営	秘密保持等	基準条例第82条（第33条第2項準用） 予防基準条例第82条（第54条の5第2項準用）	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	恵那県事務所
8	通所介護 (予防) 通所リハビリテーション	3 運営	非常災害対策	・平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」 ・令和元年6月6日厚生労働省老健局高齢支援課他発事務連絡「防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知」	水害・土砂災害に対処するための非常災害対策計画が策定されていなかったため、計画を策定するとともに、水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施すること。 また、当該計画において、利用者の避難を開始する目安として、「警戒レベル3（高齢者等避難）」が各市町村において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員が認識しておくこと。	恵那県事務所
9	通所介護	3 運営	非常災害対策	基準条例第100条第2項	消火・避難訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。	恵那県事務所
10	通所介護 (予防) 短期入所療養介護	3 運営	避難確保計画	水防法第15条の3	避難確保計画に基づく避難訓練が実施されていなかったため、当該訓練を年1回以上実施すること。	恵那県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
11	訪問介護 通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算	厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」9の(1)	賃金改善を行う方法等について、計画書を用いて職員に周知していなかったため、周知すること。	恵那県事務所
12	訪問介護	3 運営	利用料の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年6月1日老発第509号「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（照会）」及び同年6月8日課所4-10「平成12年6月1日老発第509号照会に対する回答」</li> <li>平成12年11月16日老振発第73号「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」</li> </ul>	利用者に交付する領収書に「医療費控除の対象となる金額」の記載がなかったため、医療費控除の対象者に対しては、領収書に「医療費控除の対象となる金額」を記載すること。	恵那県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算	・平成27年厚生労働省告示第95号3（平成12年3月1日発老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(12)）	訪問介護員等ごとに作成する研修計画は、訪問介護員等について個別具体的な研修の目標、内容を定めること。	恵那県事務所
2	訪問介護	3 運営	市町村への協力等	基準条例第37条第2項	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護の提供を行うよう努めること。	恵那県事務所
3	訪問介護	3 運営	2人の訪問介護員による訪問介護	・平成12年3月1日発老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(10)	2人の訪問介護員による訪問介護を実施することについて、口頭で説明して同意を得ている事例があったため、訪問介護計画書に明記する等により同意を得ること。	恵那県事務所
4	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	基準条例第24条第2項第4号	訪問介護計画の作成後、計画に係る目標の達成状況が記録されていなかったため、記録するとともに、達成状況に基づき、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。	恵那県事務所
5	(介護予防) 訪問リハビリテーション	3 運営	運営規程	基準条例第80条	従業者の記載について、医師が記載されていないため、記載すること。また、従業者の職務内容が記載されていないため、記載すること。	恵那県事務所
6	(介護予防) 訪問看護	4 報酬	同一敷地内建物等に居住する利用者に係る報酬算定	・H12.2.10厚生労働省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表3の注6 ・H12.3.1老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の4(12)	訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者に対して（介護予防）訪問看護を行った場合の報酬算定が、所定単位数の100分の90に相当する単位数で算定されていなかった。自主点検を行い、県へ報告すること。	恵那県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
7	(介護予防) 訪問看護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	平成27年厚生労働省 告示第95号10	事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を策定していなかった。全ての看護職員等に対する個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。	恵那県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	運営規程	基準条例第97条 基準要綱第3の6(3)エ (ウ)	運営規程において、「指定通所介護の内容」が定められていなかったため、入浴、食事の有無等のサービスの内容を定めておくこと。	恵那県事務所
2	通所介護	3 運営	運営規程	基準条例第97条 基準要綱第3の6(3)エ (ウ)、(エ)	運営規程において、「サービス利用に当たっての留意事項」が定められていなかったため、定めておくこと。	恵那県事務所
3	通所介護	4 報酬	口腔機能向上加算	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1老企第36号）第2の7(18)	看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して口腔機能改善管理指導計画（若しくは当該計画に相当する内容を含む通所介護計画）を作成していなかった。当該計画には、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して取り組むべき事項等を記載すること。	恵那県事務所
4	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	・H27.3.23厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」16イ(4)(5) ・H12.3.1老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の7(11)	個別機能訓練加算を算定している者について、訓練開始後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練等の効果等について説明し記録する必要があるが、記録が確認できない事案があったため、適切に記録すること。	恵那県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3 運営	計画の作成及び同意	・ 基準条例第237条第1項、第254条第1項 ・ 予防基準条例第239条第1項、第251条第1項	福祉用具貸与計画が作成されていない事例があった。福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成すること。	恵那県事務所
2	(介護予防)福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3 運営	計画の作成及び同意	・ 基準条例第237条第2項第2号、第254条第1項第2号 ・ 予防基準条例第239条第2項第2号、第251条第2項第2号	福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画の内容について、同意を得ていることが確認できない事例があった。計画の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。	恵那県事務所
3	(介護予防)福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3 運営	衛生管理等	基準要綱第3の11(3)キ(イ)	福祉用具の保管又は消毒業務の委託契約において、次に掲げる事項を文書により取り決めていなかったため、取り決めること。 ・ 受託者等の従業者により委託等業務が適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ・ 指定事業者が受託者に対し指示を行い得る旨 ・ 指定事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう行った指示に対し、措置が講じられたことを定期的に確認する旨	恵那県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	